

## 職員情報システムの運用について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについて下記のように定め、平成30年1月23日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

### 記

#### 1 趣旨

この通達は、京都府警察情報管理システム運用管理要領の制定について（平成28.9.30：例規情第40号）の例規通達（以下「情報管理システム例規」という。）第2の11に規定する京都府警察ポータルサイトを利用して行う職員情報システムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 定義

この通達において、「職員情報システム」とは、京都府警察職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）に係る職員情報（京都府警察人事記録規程（昭和30年京都府警察本部訓令第23号）第3条第1号の記録その他これに準じる情報をいう。以下同じ。）の登録及び閲覧を行うためのシステムをいう。

#### 3 運用管理体制

##### (1) 業務管理責任者

ア 警察本部に職員情報システム業務管理責任者（以下「業務管理責任者」という。）を置き、警務部警務課長をもって充てる。

イ 業務管理責任者は、京都府警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成22年京都府警察本部訓令第21号。以下「情報管理システム訓令」という。）第7条に規定するシステム管理者である情報管理課長と緊密な連携を図るなど、職員情報システムに係る業務を適正かつ円滑に推進するものとする。

##### (2) 所属運用管理責任者

各所属に職員情報システム運用管理責任者（以下「所属運用管理責任者」という。）を置き、所属長をもって充てる。

##### (3) 所属運用管理副責任者

各所属に職員情報システム運用管理副責任者（以下「所属運用管理副責任者」という。）を置き、警察本部（サイバー対策本部及び市警察部を含む。）の所属にあつては次席、副隊長又は副所長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長をもって充てる。

##### (4) 所属運用管理補助者

警察署に職員情報システム運用管理補助者（以下「所属運用管理補助者」という。）を置き、警務課長をもって充てる。

##### (5) 準用

情報管理システム例規第3の1の(2)、同2の(2)及び同3の(2)の規定は、所属運用管理責任者、所属運用管理副責任者及び所属運用管理補助者が行う職員情報シス

テムの適正な運用に係る事務について準用する。この場合において、同1の(2)中「情報管理システム」とあるのは「職員情報システム」と、「適正な運用及び維持管理」とあるのは「適正な運用」と読み替えるものとする。

#### 4 職員情報の登録

##### (1) 登録

ア 職員情報の登録は、職員情報システムにおいて、別表第1の左欄に掲げる事務（以下「登録事務」という。）に係る登録事項を入力することにより行うものとする。

イ 登録の事由が生じたときは、当該事由が生じた日からおおむね10日以内に、職員情報の登録を行わなければならない。

##### (2) 登録担当所属

職員情報の登録を担当する所属（以下「登録担当所属」という。）は、登録事務の区分に応じ、それぞれ別表第1の右欄に掲げる所属とする。

##### (3) 登録担当者及び所属登録担当者

ア 登録担当所属の所属運用管理責任者は、所属職員のうちから適任と認める者を登録担当者として指定し、登録事務のうち自所属が担当する事務に係る職員情報の登録を行わせるものとする。

イ 登録事務のうち身上の異動及び命免事項に関する事務（身上の異動に関する事務に係る登録事項にあつては、別表第2に掲げる事項に限る。以下6の(4)において同じ。）については、前記4の(3)のアの規定にかかわらず、各所属の所属運用管理責任者は庶務係員（警察署にあつては、警務係員）のうちから適任と認める者を所属登録担当者として、所属職員に係る職員情報の登録を行わせるものとする。ただし、業務管理責任者が警務部警務課の登録担当者に登録させる必要があると認める場合は、この限りでない。

#### 5 職員情報の閲覧

(1) 職員情報の閲覧は、職員情報システムにおいて行うものとする。

(2) 職員情報は、人事管理上必要と認められる場合のほか、閲覧してはならない。ただし、職員が自らの職員情報を閲覧する場合は、この限りでない。

#### 6 アクセス範囲

職員情報システムに係るアクセス範囲（情報管理システム訓令第2条第11号に規定するアクセス範囲をいう。）は、職員による自らの職員情報の閲覧のほか、次に掲げる職員に応じて、それぞれに定めるものとする。

(1) 業務管理責任者 全ての職員に係る職員情報

(2) 所属運用管理責任者、所属運用管理副責任者及び所属運用管理補助者 所属職員に係る職員情報

(3) 登録担当者 登録事務のうち自所属が担当する事務に係る職員情報

(4) 所属登録担当者 所属職員に係る職員情報（身上の異動及び命免事項に関する事務に係るものに限る。）

(5) その他業務管理責任者が人事管理の業務を目的としてアクセスを行うことが必要と認める職員 当該業務に係る職員情報

## 7 経過措置

この通達の実施の際現に従前の定めにより登録された職員情報は、この通達に基づき登録された職員情報とみなす。

別表第 1

登録事務	登録担当所属
情報処理能力検定に関する事。	情報管理課
採用に関する事。	警務部警務課
人事異動の発令に関する事。	
退職に関する事。	
身上の異動に関する事。	
所属長から書面により報告される命免事項に関する事。	
採用後の学歴に関する事。	
育児休業に関する事。	
健康管理上の措置区分に関する事。	
学校教養に関する事。	教養課
外国語の技能検定に関する事。	
柔道・剣道の段級位に関する事。	
逮捕術、拳銃操法及び救急法の技能検定に関する事。	
表彰（警察本部長以上の職にある者が行う表彰及び関係機関・団体が職員の功勞に対して行う表彰に限る。）に関する事。	監察官室
懲戒処分及び訓戒又は注意に関する事。	
自動車運転技能検定に関する事。	
通信指令の技能検定に関する事。	通信指令課
無線従事者の資格（陸上特殊無線技士に限る。）に関する事。	
鑑識技能検定に関する事。	鑑識課
サイバー事案対処能力検定に関する事。	サイバー企画課

別表第 2

所属登録担当者が行う身上の異動に関する事務に係る登録事項
氏名、未婚・既婚の別、住所、本籍、電話番号、管轄交番、住宅の種別、持家の所在地、持家の取得年月日、通勤方法、身長、体重、血液型、家族、京都府警察職員の親族、非常時の連絡先及び資格